

## 東日本大震災の被災者等に対する市営住宅の提供期間の延長等について

### 1 内容

本市では、東日本大震災等の被災者及び福島県の原子力発電所事故に伴う避難者で、住宅に困窮する方に対し、緊急・応急的な支援をするため、市営住宅を最長2年間（半年ごとの更新）、応急仮設住宅として無償で提供しています。

しかし、今回の震災被害は甚大であることから、国や福島県などの被災県から応急仮設住宅の供与期間を1年間延長してほしい旨の要請がありました。

このため、市営住宅の使用許可期間を1年間、延長し、最長3年間とします（現入居者及び新規入居者に適用）。

なお、今後の新規入居の対象者については、応急仮設住宅の供与の応援要請を行った6県（岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉の各県）のうち、福島県を除く5県から応援要請の終了通知があったこと、入居相談及び入居は徐々に減少し、本年4月以降の入居相談及び入居は福島県からの1世帯であることなどを考慮し、福島県からの原発事故避難者及び地震被災者に限ることとします。

### 2 被災者等の入居状況

#### (1) 県別の入居世帯数等について

(平成24年8月末時点)

県別	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	千葉県	計
世帯数	1	5	14	2	1	23世帯
入居者数	3	10	48	7	3	71人

#### (2) 相談件数・入居世帯等について

(平成24年8月末時点)

区分	H23. 3月	4~6月	7~9月	10~12月	H24. 1~3月	4~6月	7~9月	計
相談	95	31	12	3	1	1	0	143件
入居	23	12	5	0	1	0	1	42世帯
退去	1	9	3	3	1	1	1	19世帯

(※) 今年度は、福島県福島市居住の1世帯が、平成24年6月末に相談をされ、8月上旬に入居された。

### 3 実施時期

平成24年9月5日（水）